

資料編

◇参考用語集

【あ行】	
I C T	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、情報や通信に関する技術の総称です。
溢水（いっすい）	堤防などがない場所で水があふれることです。
裏作	主要な作物を収穫した後、次の作付けまでの期間を利用して、別の作物を栽培する方法です。
F A O	国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nation）の略で、国連システムの中にあり、農業、林業、漁業および農村開発を進める先導機関です。
【か行】	
果樹産地構造改革計画	国の定めた果樹農業振興基本指針に基づき、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、産地ごとに目指すべき具体的な姿（目標）を定めた計画です。
加東市農業再生協議会	加東市を含む関係組織で組織され、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的に設置されています。
加東市特産物栽培部会 新規加入者推進事業	加東市内の特産物の振興を図るため、加東市の特産物の生産部会の新規加入者に対して栽培方法等の研修を行う受入農家に助成金を交付する制度です。
環境保全型農業	農業が持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。
かん水施設	植物に水を供給する施設（スプリンクラーなど）を指します。
基幹的水利施設 （又は基幹水利施設）	農業用排水のための利用に供される施設（ダム、頭首工、用水機場、排水樋門及び用排水路）であって、その受益面積が 100ha 以上のものを言います。
北播磨定住自立圏形成 協定	総務省が推進する定住自立圏構想に基づき、複眼型として共同で中心市宣言を行った加東市及び加西市が、その中心市宣言に賛同した西脇市及び多可町との間において、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保・充実し、圏域における定住を促進することを目的として締結されました。

グローバル G. A. P	適正な農業の実践（Good Agricultural Practice）の略で、グローバル G. A. P 認証とは、それを証明する国際基準の仕組みを言います。世界 120 か国以上に普及し、事実上の国際標準となっています。欧米の大手小売をはじめ、最近では日本の小売でもグローバル G. A. P などの国際認証を取得した生産者からの仕入れを優先しています。グローバル G. A. P 認証は、食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランドです。
経常形態別経営統計	個別農業経営の再生産過程と農家経済の動向を明らかにすることを目的として、農林水産省によって行われている統計調査です。
経営所得安定対策	農業経営の安定化と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すことを目的に、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）により、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付します。
ゲタ対策	畑作物の直接支払交付金です。諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農作物（麦、大豆、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されています。
耕種農家	農地を耕して種をまいて（苗を植えて）作物を育てる農業（米、麦、豆、野菜、花き）を営む農家です。
個別法人経営	農業生産物の販売を目的とする農業経営体のうち法人格を有するものです。
【さ行】	
栽培ごよみ	農産物ごとに年間を通した栽培管理方法などを掲載した農業協同組合による発行物です。
産地交付金	都道府県や地域農業再生協議会が、国から配分される資金枠の範囲内で、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、麦・大豆等の生産性向上の取組や、地域振興作物の生産等産地づくりに向けた取組を支援する制度です。
J E C F A	FAO と WHO が合同で開催する専門家会合として、FAO と WHO の加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関とし

	て、添加物、汚染物質、動物用医薬品などの安全性評価を行っています。通常年 2 回開催されており、添加物と汚染物質で 1 回、動物用医薬品で 1 回となっています。
持続可能な農業構造の実現	担い手の確保、育成や女性農業者が最大限の能力を発揮できる環境整備、農地中間管理機構による農地の集積、集約化と農地の確保など、現代の日本の農業を取り巻く環境とその課題を克服し、将来における「強い農業」と「美しく活力のある農村」の創出を目指す取組です。
実需者	食品加工メーカーや飲食店、卸売業者等を指します。
ジビエ肉	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉です。
集送乳	酪農経営者が生産した生乳を、タンクローリーにより集め、クーラーステーションや乳業工場に送ることです。
集落営農組織	集落のような地縁集団を単位に、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織のことです。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態があります。
集団的土地利用	農地を保全していく中で、面積の確保が重要となりますが、同時に生産の場としての機能性・団地性などの質的・物的条件も同時に満たす必要があります。それらを長期的に保全することを目的とした土地の利用形態が集団的土地利用です。
(農地における) 使用貸借権	個人や法人が、農地を貸借する場合、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。農地の借り手が貸し手に対価を支払わないで使用する権利のことを使用貸借権といいます。
酒造好適米	酒を造ることに適した米のことです。
食品安全委員会	食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに変更することとされています。
水田農業を考える会	平成 30 年（2018 年）産から行政による米の生産数量目標の配分が見直され、今後ますます農業者自らの経営判断により米生産を行うことが求められる時代が予想されることから、主食用米

	を中心とした産地ごとの生産・販売の戦略を議論し実践することを目的として設置されました。
水田フル活用ビジョン	需要が期待できる非主食用米の作付目標や導入する技術など、今後3～5年間の水田活用の取組方針が記載されており、都道府県や、地域農業再生協議会により作成されています。
水田放牧	肉用牛経営の省力化、転作田の活用、耕作放棄地等の荒廃防止につながることから、特に中山間地域の活性化対策として注目されている飼養方法です。
水稻灌水直播栽培	耕起・代かき後の水を張った水田に播種する栽培方法です。
SWOT分析	強み（Strength）、弱み（Weakness）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）の頭文字をとったものであり、SWOT分析は、行政経営のビジョンや戦略等を設定するための手法です。
ストックマネジメント	施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングでどのような対策を取れば効果的に長寿命化できるかを検討し、施設の機能保全を効果的に実施する取組です。
生産調整	米の過剰生産をなくし価格下落を防ぐことで経営所得を安定させるために戦後から行われている農業政策です。農業者団体が地域の販売戦略に基づき、自主的・主観的に需給調整を実施する「米作りのあるべき姿」の実現を目的としています。
生産部会	農産物を生産するために結成された生産者グループのことです。
戦略作物	麦、大豆、飼料用の子実用とうもろこしを含む飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米の総称です。
【た行】	
大規模農家	経営耕地面積が概ね5ha以上の農地を経営する農家を指します。
多面的機能支払制度	農業・農村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする制度です。
WHO	世界保健機関（World Health Organization）の略で、「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として昭和32年（1948年）に設立された国連の専門機関です。
WCS用稲	稲発酵粗飼料（Whole Crop Silage）の略で、稲の実と茎葉を同

	時に収穫し、発酵させた牛の飼料です。
中山間直接支払交付金	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成 12 年度から実施してきており、平成 27 年度から第 4 期対策（平成 27 年度～平成 31 年度）が開始されています。
長稈品種	稲の茎のことを稈といい、稈が長い品種のことをいいます。
(農地における) 賃借権	個人や法人が、農地を賃借する場合、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。使用賃借権と異なり、借り手が貸し手に対して、賃料を支払って使用する権利を賃借権といいます。
T P P	環太平洋パートナーシップ（Trans - Pacific Partnership）の略で、環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定のことです。原則として全品目の関税を撤廃するもので、シンガポール・ニュージーランド・チリ・ブルネイ・オーストラリア・ペルー・ベトナム・マレーシア・メキシコ・カナダ・日本の 11 か国が交渉を行っています。
テロワール	酒の原料となる酒米等が育つための環境である「場所」、「気候」、「土壌」など、酒米等を取り巻く全ての自然環境のそれぞれの特徴として使われる言葉です。
転作	従来から栽培している作物の種類を、他に転換することです。
東条川疎水ネットワーク（博物館構想）	兵庫県では、地域全体でこの東条川疎水について学び、地域の財産として生かし、地域の手で次世代につないでいきたいと考え、地域や有識者の方々と話し合い、東条川疎水ネットワーク博物館構想を平成 24 年（2012 年）3 月に策定しました。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。
特 A 地区	米を生産する農地の中でも、朝夕の寒暖差や土壌の性質など米の生産に最も適した環境が整っており、高品質の米が生産される地区のことです。
特別栽培	農産物を生産する各地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分量を 50% 以下で栽

	培する方法です。
土地利用型農業	稲、大豆、麦など大規模な農地で作付けをする経営形態のことです。
【な行】	
灘五郷	神戸市と西宮市にある、西郷、御影郷、魚崎郷、西宮郷、今津郷の5つの地域からなる日本を代表する酒どころです。
ナラシ対策	水田農業経営において、米や麦、大豆の収入（都道府県単位での算定）が減少した際に、その差額の9割を補てんするものです。
二毛作	主要な作物を収穫した後、次の作付けまでの期間を利用して、別の作物を栽培する方法です。
庭先価格	市場価格から流通経費や自家採取の種子代等を引いた価格のことです。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市が認定した農業者を指します。税制や融資の面で特典が与えられます。
農業委員会	農業生産力の発展と農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与するために設けられた農業者の代表機関のことです。
農業近代化資金	農協等の金融機関が融資する資金に県や市が利子補給を行うことで長期・低利で利用できる資金です。
農業・食料関連産業の経済計算	食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握し、日本の全経済活動における位置づけを明らかにするとともに、他産業と比較すること等を目的として作成しているもので、考え方及び推計方法は、「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠しています。
農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために、市町村が定める総合的な農業振興の計画です。
農産加工グループ	農産物を加工、販売する団体です。
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人です。離農や規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手農家に貸し付ける事業を行っています。
農地パトロール	農業委員、農業委員会事務局職員が行う活動の一つであり、農

	地の荒廃を防ぎ優良農地を守るため、遊休農地及び違反転用の実態把握のために行います。
農地利用最適化推進委員	農業委員会から委嘱された農地の利用に識見を有する者で、担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動を行います。
農林業センサス	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。
法面（のりめん）	盛土工または切土工によって形成された土の斜面のことです。
【は行】	
端境期	一般的に農産物や商品の新旧交代期で、品薄になる時期のことです。米の場合は新米が出回る9月、10月頃をいいます。
人・農地プラン	地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめるプラン（計画）です。プランは市町村がとりまとめ、地域の農業の担い手（農地の引き受け手）を「地域の中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における将来的な農地利用の”未来の設計図“を描いていきます。
ひょうご推奨ブランド	環境や健康に配慮した生産方法・優れた食感や品質・地域性のある素材など個性・特長があり、かつ法令の遵守・生産管理体制などが整備された商品です。農産物は化学肥料・農薬を3割以上低減していることが要件となります。
ひょうご安心ブランド	ひょうご推奨ブランドの審査基準に加えて、化学肥料・農薬の使用を5割以上減らし、残留農薬・抗生薬品を国の基準の1/10以下とするなど安全性が高く、出荷記録による管理を徹底した安心感のある食品です。
兵庫県農業活性化協議会	兵庫県における農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とした兵庫県と県内の農業関連団体により構成された団体です。

B S E	牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy）の略で、BSE 型の異常プリオンたんぱく質（BSE プリオン：細胞たんぱく質の一種である正常プリオンたんぱく質が異常化したもの）に汚染された肉骨粉等の飼料の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病です。
ブロックローテーション	地区全体を数ブロックに区分し、転作団地を順次、移動させる集団転作の方法です。
ほ場整備	区画が狭小で散乱した農地を、大区画な農地に整備するとともに、用水路・排水路や農道を整備するほか、散乱した農地を集積し、コンバインなどの大型機械の使用と、よりよい水管理を行えるようにし、農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現する事業です。
【ま行】	
村米制度	播州地方の酒米産地と灘五郷をはじめ特定の蔵元（酒造業者）との間で結ばれる酒米取引制度（現在の契約栽培）のことを言います。
【や行】	
有機 JAS	J A S とは日本農林規格（Japanese Agricultural Standard）の略で、有機 J A S は、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する JAS 規格に関する法律である JAS 法に基づき、「有機 JAS 規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者には「有機 JAS マーク」の使用を認める制度です。農産物及び農産物加工食品は、有機 JAS マークが付されたものでなければ「有機〇〇」と表示できません。
【ら行】	
ライフサイクルコスト	建設に要する経費で、補修等の維持管理及び廃棄に要する経費に至るすべての経費の総額です。
猟友会	狩猟者のための公益団体であり、大日本猟友会と各都道府県猟友会があります。野生鳥獣の生息環境をはじめ自然環境全体に強い関心を持ち、これを基本理念とし、「野生鳥獣の保護」、「有害鳥獣の駆除」及び「狩猟の適正化」を事業の基本施策にしています。
6 次産業化	6 次産業化とは、農業を 1 次産業としてだけでなく、加工などの 2 次産業、さらにはサービスや販売などの 3 次産業まで含め、1 次から 3 次まで一体化した産業として農業の可能性を広げよ

	うとするものです。
【わ行】	

アンケート調査結果

◇農家へのアンケートの目的

本ビジョン作成にあたって、農家の方の現在の営農状況や将来の農業に対する意識調査、ニーズを把握するためにアンケートを実施しました。調査の内容は、農業形態に関する調査や、国や県の農業施策に対する意向調査を行い、現状の課題と農家のニーズを把握し、併せて、将来の加東市の農業を取り巻く環境変化から生じる課題把握も行いました。

◇アンケートの概要

(1) 対 象 地 域

加東市全域

(2) 調 査 対 象

市内に住所および耕作田を有する者

(3) 調査対象者数

3,305 人

(4) 調 査 方 法

地区農会で直接配布・回収

(5) 回 収 結 果

有効回答数 (%) 2,401 (72.6%)

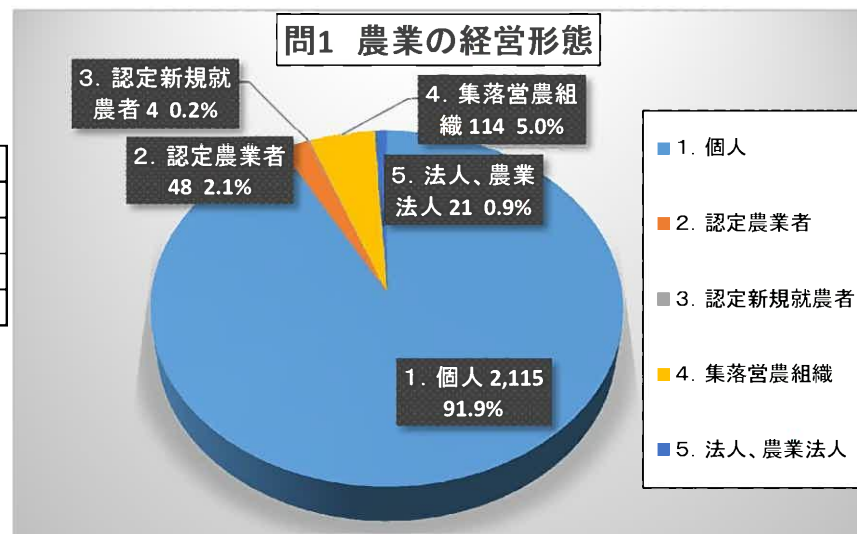
※アンケートの集計結果は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【営農活動、後継者、農地の管理に関すること】

問1 あなたの農業の経営形態を選択してください。

1. 個人	2,115	91.9%
2. 認定農業者	48	2.1%
3. 認定新規就農者	4	0.2%
4. 集落営農組織	114	5.0%
5. 法人、農業法人	21	0.9%

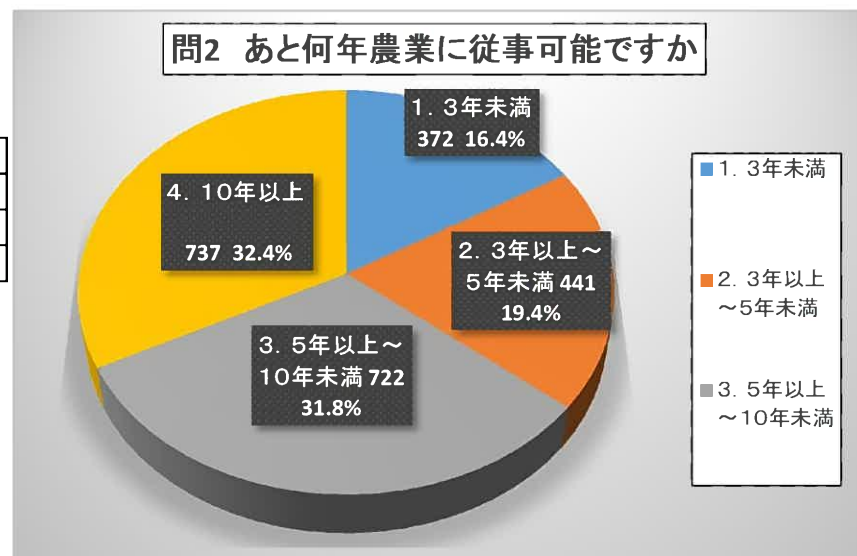
2,302



問2 あなたはあと何年農業に従事可能ですか。また、その理由を問2-1から選択してください。

1. 3年未満	372	16.4%
2. 3年以上～5年未満	441	19.4%
3. 5年以上～10年未満	722	31.8%
4. 10年以上	737	32.4%

2,272

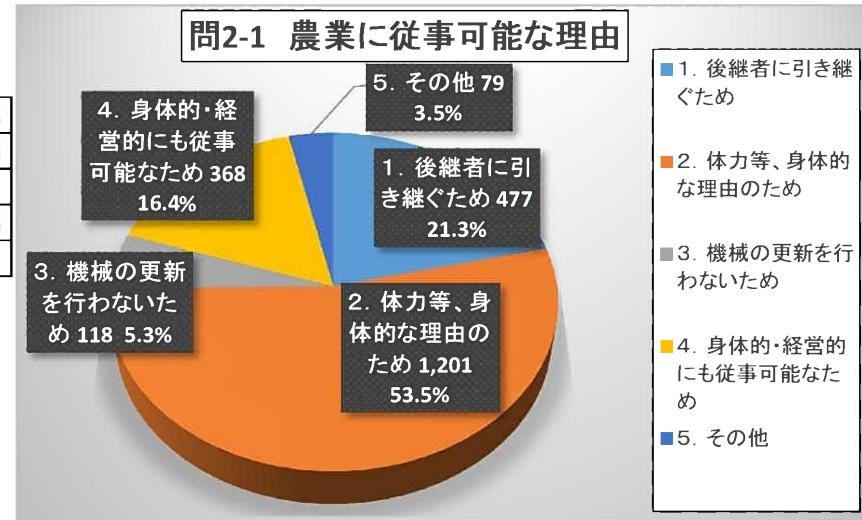


67.6%の方が、10年間未満に農業に従事できなくなると回答されています。

問2-1 理由

1. 後継者に引き継ぐため	477	21.3%
2. 体力等、身体的な理由のため	1,201	53.5%
3. 機械の更新を行わないため	118	5.3%
4. 身体的・経営的にも従事可能なため	368	16.4%
5. その他	79	3.5%
	2,243	

体力等、身体的理由のためと回答された方が最も多く、全体の半数以上を占めています。



「5 その他」の記入内容

身体的に従事可能なため。	農業は他の人にまかせている。自身ではしない。
集落営農組織に耕作してもらっている。	農業を続けるかどうか検討している。
後継者に引き継ぐには、もう少しかかるため。	田があるから。
離農。	個人農家に任せている。
農業に未来がないため。	農用地利用集積計画により委託中。
集落営農組織に預けている。	体力的には可能だが、金銭的にはしんどい。
財産を守るため。	耕作放棄地にしないため。
高齢であり、後継者が農業をしないため。	命と体力の続く限りは農業をする。
家族に喜んでもらうため。	営農業者に委託済み。
後継者がいない。	他へ委託する。
利益が出ないため意欲が出ない。	農業を日々楽しく実践しているし、実践したいため。
高齢。	他人に委託しているので不明。
集落営農組織への移行。	農業に魅力がない。
作りが少ないため。	加古川本流堤防構築により、田が全て買収されるため。
生きている限り。	売却予定。
現在86才、今が心配。	すでに委託している。

問3 5年後の農地の管理方法はどのようになっていますか。

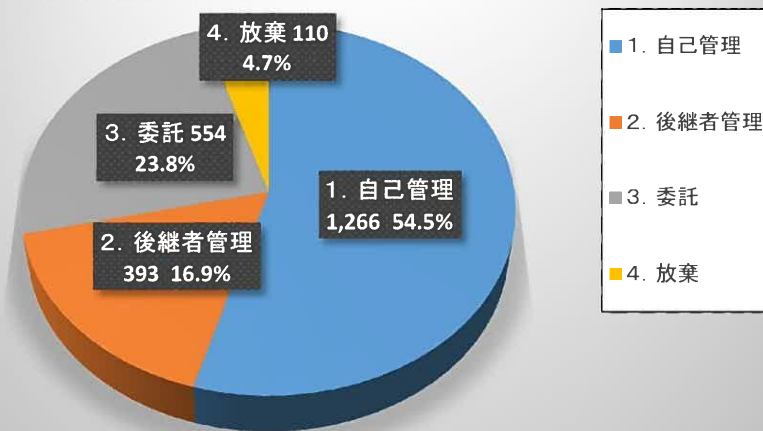
1. 自己管理	1,266	54.5%
2. 後継者管理	393	16.9%
3. 委託	554	23.8%
4. 放棄	110	4.7%

2,323

自己および後継者で管理と回答された方が、71.4%となっています。

一方、5年後に委託または放棄と回答された方は28.5%となっています。

問3 5年後の農地の管理方法



問4 10年後、後継者(後継予定者)はいますか。

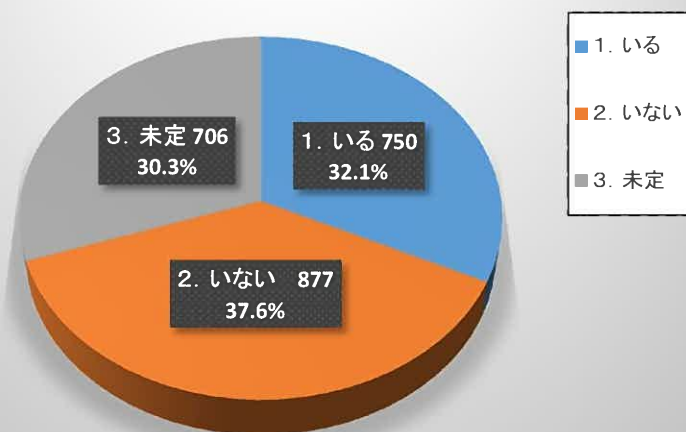
1. いる	750	32.1%
2. いない	877	37.6%
3. 未定	706	30.3%

2,333

後継者または後継予定者がいると回答された方は、32.1%となっています。

一方、後継者がいない、または、未定と回答された方は、67.9%となっています。

問4 10年後の後継者(後継予定者)

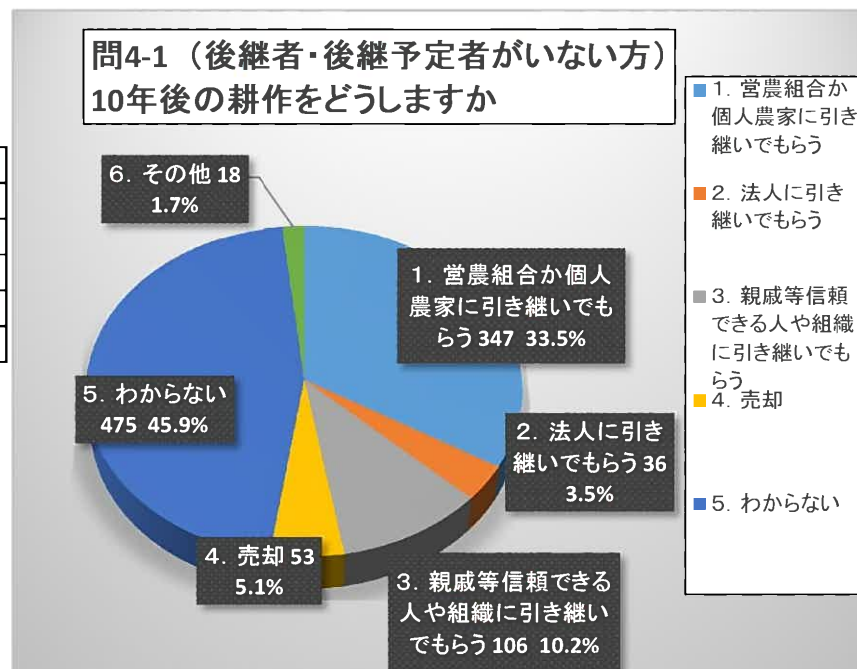


問4-1 問4で「2. いない」を選択された方にお聞きします。
10年後、耕作をどのようにされますか。

1. 営農組合か個人農家に引き継いでもらう	347	33.5%
2. 法人に引き継いでもらう	36	3.5%
3. 親戚等信頼できる人や組織に引き継いでもらう	106	10.2%
4. 売却	53	5.1%
5. わからない	475	45.9%
6. その他	18	1.7%

1,035

営農組合や法人に引き継いでもらうと回答された方は、47.2%ですが、わからないと回答された人の45.9%とほぼ同じ割合となっています。



「6 その他」の記入内容

自己管理。	法人組織の早期設立を望む。
未定。	できれば自分で耕作する。
体が続く限り農業を続ける。	保全（管理）のまま。
近くの知人。	検討中。
放棄。	
委託。	
10年後であれば体力的にまだ出来そう。	
子供が大きくなってから引き継いでもらう予定。	
委託済み。	
考えていない。	

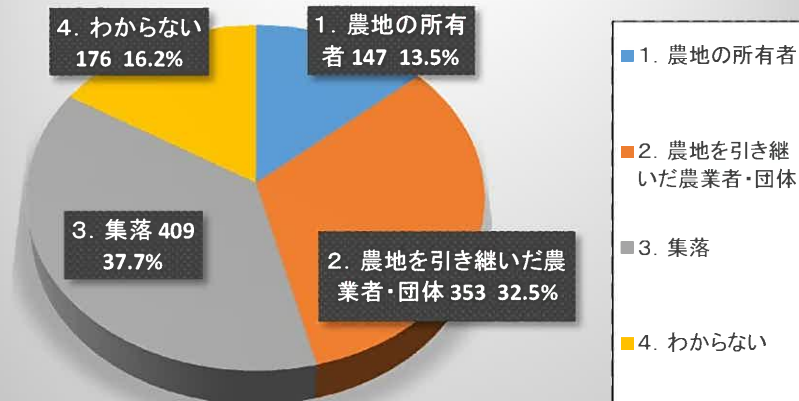
問4-2 問4-1で1～3を選択された方にお聞きします。
引き継いだ後のため池や水路の管理は誰が担うべきと考えますか。

1. 農地の所有者	147	13.5%
2. 農地を引き継いだ農業者・団体	353	32.5%
3. 集落	409	37.7%
4. わからない	176	16.2%

1,085

70.2%の方が集落、また農地を引き継いだ農業者、集落営農組織等の団体が管理すべきと回答されています。

問4-2 引継ぎ後のため池や水路の管理



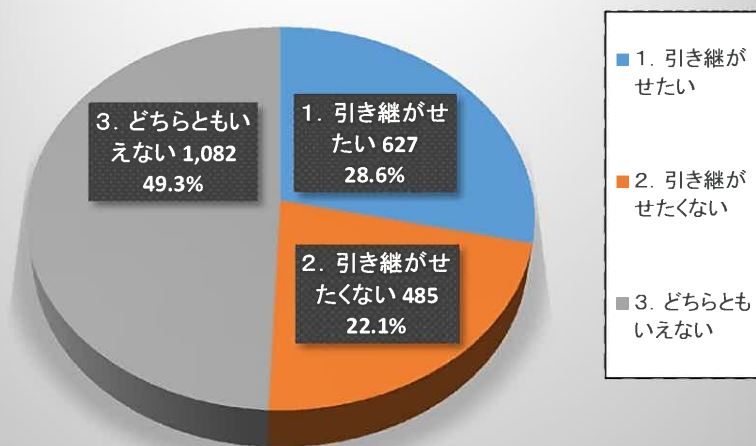
問5 農業を子どもたちに、引き継がせたいですか。

1. 引き継がせたい	627	28.6%
2. 引き継がせたくない	485	22.1%
3. どちらともいえない	1,082	49.3%

2,194

28.6%の方が農業を引き継がせたいと回答されていますが、71.4%の方が引き継がせたくない、または、どちらともいえないと回答されています。

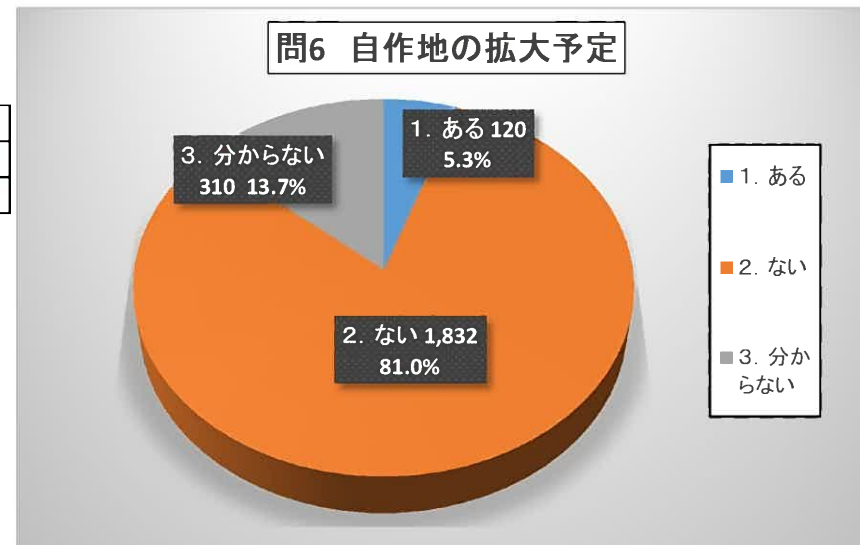
問5 農業を子どもたちに引き継がせたいですか



問6 今後、自作地の拡大予定はありますか。

1. ある	120	5.3%
2. ない	1,832	81.0%
3. 分からない	310	13.7%
2,262		

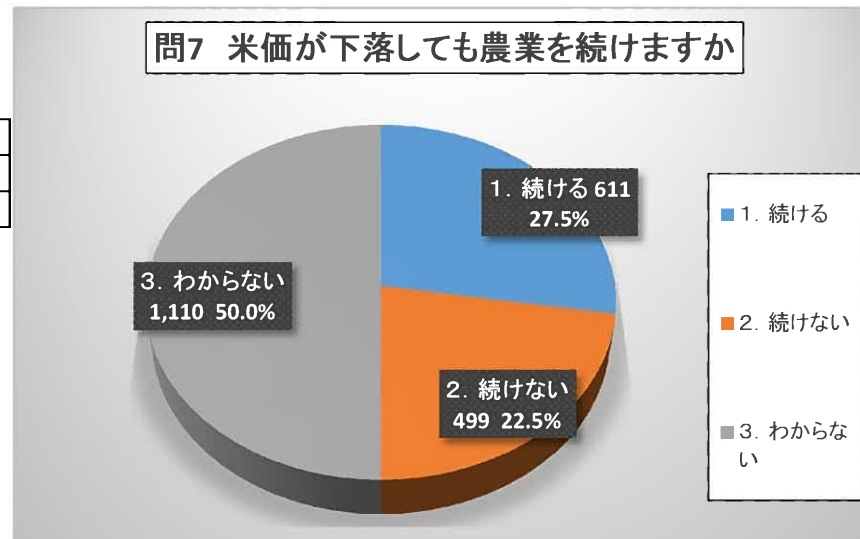
5.3%の方が自作地の拡大予定があると回答されていますが、81.0%の方が現状から拡大するつもりがないと回答されています。



問7 今より、米価が下落しても農業を続けますか。

1. 続ける	611	27.5%
2. 続けない	499	22.5%
3. わからない	1,110	50.0%
2,220		

27.5%の方が、米価が下落しても農業を続けると回答されていますが、半数の方が、続けるかわからないと回答されています。

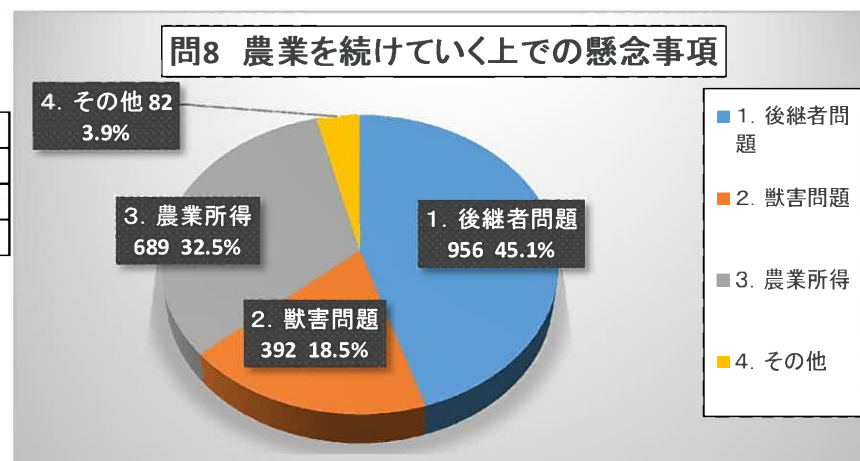


問8 今後、農業を続けていく上で、懸念事項はありますか。

1. 後継者問題	956	45.1%
2. 獣害問題	392	18.5%
3. 農業所得	689	32.5%
4. その他	82	3.9%

2,119

農業を続けていく上の懸念事項は、後継者問題と回答された方が45.1%と最も多く、次いで農業所得と回答された方が32.5%でした。



「4. その他」の記入内容

耕作地が小さく効率が悪い、継続する価値があるか。	管理するのが難しい。
食料事情。	米価の引き上げ、米作りのみで生活出来ることを望む。
すべての点で農業を続けるのは難しい。	企業参入→水の管理。
特に思い浮かばない。	先行きの見通しがよく分からない。
米価。	機械等の老朽化。
農業機械の購入代金。	専業農家が減ったり、技術や道具が改良された事は良いが、費用が高くなったしそれが主流のため臭いや草を燃やすことにまでうるさくなった。
20～30年後の従事者問題。	作付け面積が少ない為あまり考えていない。
獣害問題と農業所得問題。	機械が高すぎる。
農地不足。	現在も農業（米）をしていない。
集落の状態。	続ける予定なし。
農業を続ける者がいない。	農機具の寿命。
自分の体力。	健康面。
全て。	仕事のため、農業する時間がない。
農村人口の減少と高齢化。	税金、農機具の寿命、自身のトラブル。
金銭問題。	懸案事項ばかり。公共物の維持管理。農機具の問題。
農業政策。	1～3全部に該当。
1～3全部に該当。	従事不可能となればやめる。
農業を続けていかない。	意欲なし。
農業人口の減少による村の管理。	農業機械の維持、管理。

問9 水稲以外で力を入れて取組みたい農作物はありますか。

1. ある	170	7.9%
2. ない	1,975	92.1%
2,145		

92.1%の方が水稲以外で取組みたい農作物がないと回答されており、取組みたい農作物があると回答された方は1割未満でした。

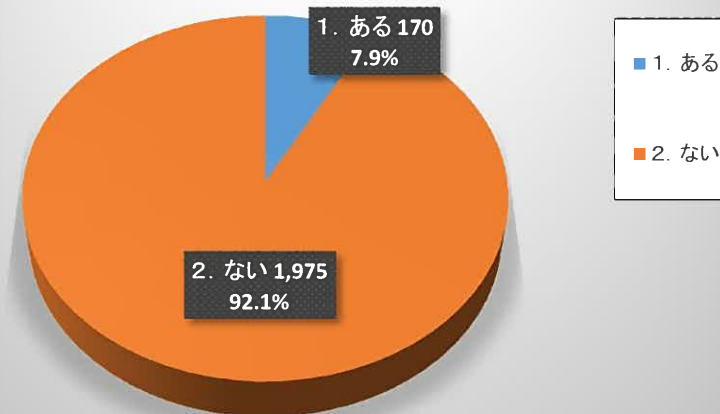
問9－1 問9で「1. ある」を選択された方にお聞きます。

取組みたい農作物名をすべてご記入ください。

（記入の農作物）

野菜全般	40人
黒大豆、大豆	21人
たまねぎ	14人
トマト	10人
ねぎ、いちご	9人
なす、果樹全般	8人
すいか、キャベツ	7人
やまのいも、小麦、ニンニク	6人
もも、くり、ばれいしょ、今のところ不明	5人
にんじん、花木等園芸、とうもろこし、レタス	4人
かんしょ、米、きゅうり、ピーマン、アスパラガス	3人
ぶどう、そば、だいこん、オクラ、しょうが、さといも、ヤーコン、カリフラワー、いちじく、山田錦、小豆、かき、ブロッコリー	2人
薬用作物、養蜂れんげ、バナナ、キウイフルーツ、付加価値の高い作物、時代に担った作物、ハーブ類、畑作、メロン、うめ、茶、かぼちゃ、ブルーベリー、飼料用稲、そら豆、えんどう豆、キク、はくさい、しそ、もち米、えだまめ、パプリカ、しろな、こまつな、ほうれんそう、ロマネスコ	1人

問9 水稲以外で取組みたい農作物



問10 集落営農組織がない地区の方にお聞きます。
今後、営農組織の設立計画はありますか。

1. ある（平成〇年設立の予定）	87	6.6%
2. ない	1,234	93.4%

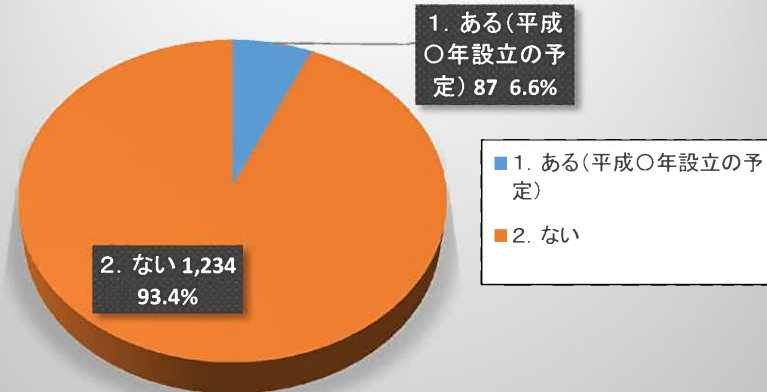
1,321

「1 平成〇年設立予定」の記入内容	
平成29年	2名
平成30年	3名
平成31～32年	1名
平成32年	2名
平成35年	10名
平成36年	1名
平成40年	1名
不明	1名

問10-1 問10で「2. ない」を選択された方にお聞きます。
営農組織の設立が難しい理由をお聞かせください。

個人の事情が優先し地区がまとまらない	224
リーダーがいない	128
後継者、担い手がいない	114
地区の水田面積が少ない、また解決しにくい事情がある。 田畑が集中していない。地区半分が市街化区域になっている。 増反の農地が水利等で旧田との条件が異なる。農地面積の不均等が多すぎる。水利権で分断される。ほ場整備が されていないので面積が小さい。山側の田が多い。	50
「その他」の記入内容 すでにそれに近い組織がある。農業に未来を感じないから。 農機具のみの利用組合が現在ある。酒米を蔵元と契約 しているので安心して稲作に関っています。法人化の義務 化。大農家が多い。長続きせずに解散している現状。農地 の形・米の質が違う。	17

問10（集落営農組織がない地区で）
営農組織の設立計画の予定

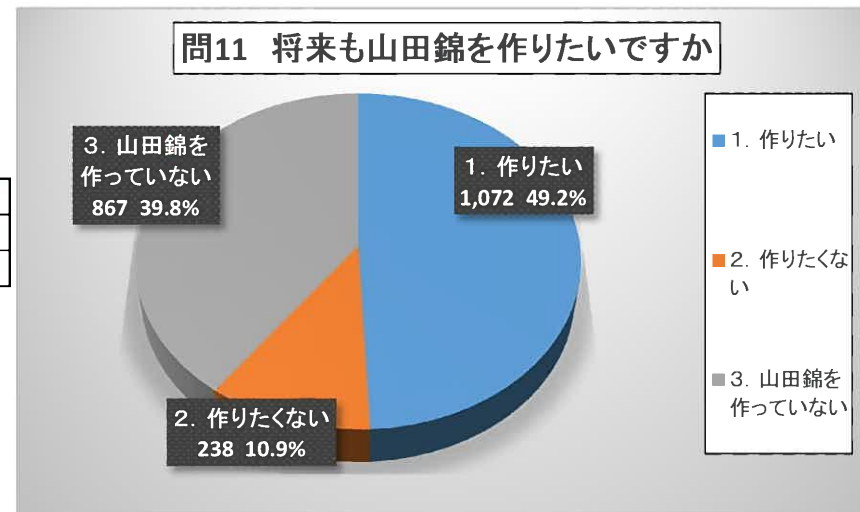


集落営農組織の設立を予定されている地区は6.6%であり、93.4%の地区は設立の予定がないと回答されています。
また、集落営農組織の設立が難しい理由として、個人の事情が優先して地区がまとまらない、リーダー、後継者がいないという理由が多くなっています。

【栽培に関すること】

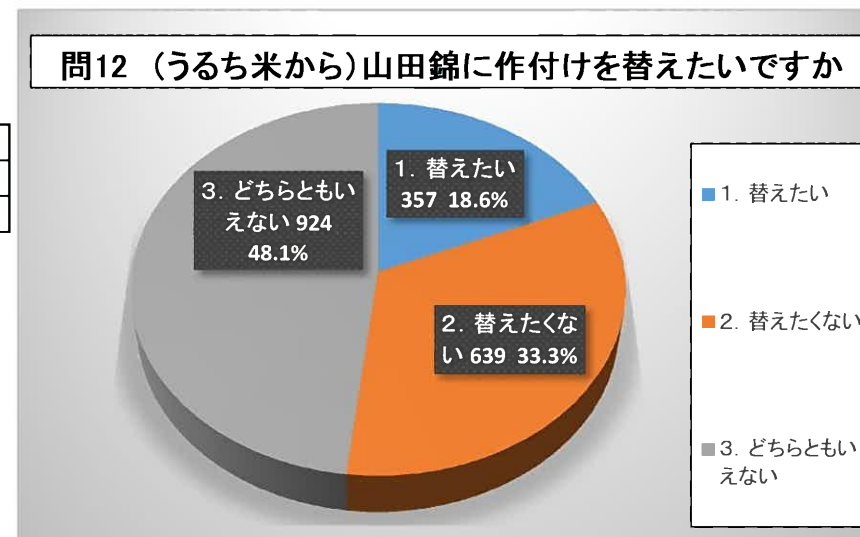
問11 将来も山田錦を作りたいですか。

1. 作りたい	1,072	49.2%
2. 作りたくない	238	10.9%
3. 山田錦を作っていない	867	39.8%
2,177		



問12 うるち米(小粒種)の作付けから山田錦の作付けに替えたいですか

1. 替えたい	357	18.6%
2. 替えたくない	639	33.3%
3. どちらともいえない	924	48.1%
1,920		



18.6%の方が山田錦へ作付けを替えたいと回答されていますが、残りの81.4%の方は、替えたくない、または、どちらともいえないと回答されています。

問13

今後、山田錦の需給関係から需要量が減少した場合、作付けはどうされますか。

1. 山田錦の販売先を確保し、作付けを続ける	520	35.2%
2. 作付けを山田錦から、うるち米（小粒種）へ替える	524	35.5%
3. 作付けをやめる	432	29.3%

1,476

需要量が減少した場合でも販売先を確保し、作付けを続けると回答された方は、35.2%で、64.8%の方はうるち米への切替え、または、作付けをやめると回答されています。

問14

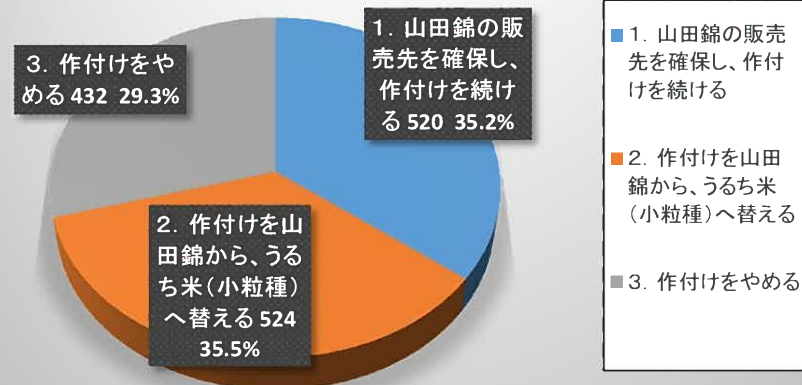
無農薬、減農薬栽培などの高付加価値化した農作物を作りたいですか。

1. 作りたい	235	11.3%
2. 作りたくない	593	28.5%
3. どちらともいえない	1,256	60.3%

2,084

11.3%の方が無農薬、減農薬栽培などの高付加価値化した農作物を作りたいと回答されています。一方で、88.8%の方が、作りたくない、または、どちらともいえないと回答されています。

問13 山田錦の需要量が減少した場合の作付け



問14 無農薬、減農薬栽培など高付加価値の農作物を作りたいですか

